

コーポレート・ボンド・インカム（為替ヘッジ型）愛称：泰平航路



高格付社債（米ドル建て、投資適格社債）へ投資
「泰平航路」が注目される3つのポイント

「コーポレート・ボンド・インカム（為替ヘッジ型）／愛称：泰平航路」（以下、泰平航路）は、主として米ドル建ての投資適格社債に投資するというシンプルなファンドです。2009年の設定以降、多くの投資家の皆様にご愛顧いただいています。

本資料では、変化の大きい金融市場の中で、「泰平航路」が注目されると考えられる背景をご紹介します。

変化の大きい金融市場の中で「泰平航路」が注目される3つのポイント

ポイント

1

世界的に低金利環境が続く中、利回りを求める動きが今後も続く傾向に

世界的に低金利環境が続く中、主要国の債券市場で金融機関などが利回りを求める動きを強める傾向にあります。

「泰平航路」

企業が発行する債券（社債）に投資をすることから、国債などと比べて魅力的な金利水準

ポイント

2

変化の大きい金融市場を背景に、相対的に信用力の高い高格付債券が選好される傾向に

金融市場の混乱など不安が高まる局面では、より安全性（信用度）と流動性（換金性）が高い投資対象へのニーズが高まるとみられます。

「泰平航路」

高格付け（投資適格）の社債に投資をすることから、比較的高い信用度

ポイント

3

世界経済の中でも堅調な米国経済の存在感が高まっており、世界の投資マネーが米国に集まる可能性

米国では、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の増加を牽引役に、内需主導の景気拡大が続いており、魅力的な投資先として注目されるとみられます。

「泰平航路」

組入国の約95%*が米国

*2016年1月末時点。当ファンドの現金を除く部分を100%として計算した値です。

「泰平航路」

＋α

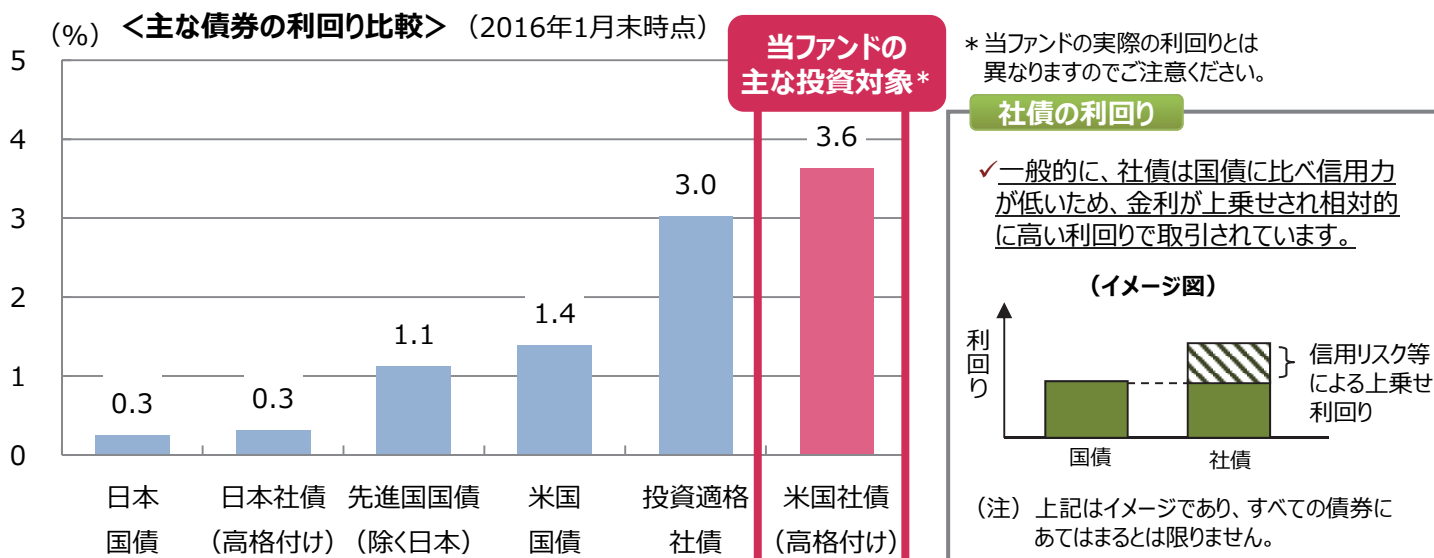
対円での為替ヘッジを行うことで、外貨建資産の評価額が円高で目減りしてしまうことを防ぐことが期待できます。

※「泰平航路」には（為替ヘッジ型）と（為替ノーヘッジ型）の2種類があります。ご注意ください。

相対的に高い利回り水準が魅力の米国社債

緩和的な金融政策を背景に、世界的な低金利環境が続く

- 欧州では、2015年12月に、ECB（欧州中央銀行）が追加の金融緩和策を決定したほか、2016年1月には日本銀行が、“マイナス金利”付の量的・質的金融緩和の導入を発表しました。一方、米国では先々の利上げペースは緩やかながらも、2015年12月に利上げが決定され、各国・地域間で金融政策の方向性に違いが出てきています。世界的な低金利環境が続く中、主要国の債券市場で金融機関などが利回りを求める動きを強める傾向にあります。
- 「泰平航路」の主な投資対象である米国社債は、国が発行する国債などに比べ信用力が劣る分、利回りが高い水準にあります。このため、リターンを確保したい投資家などを中心に、米国社債に注目が集まるとみられます。

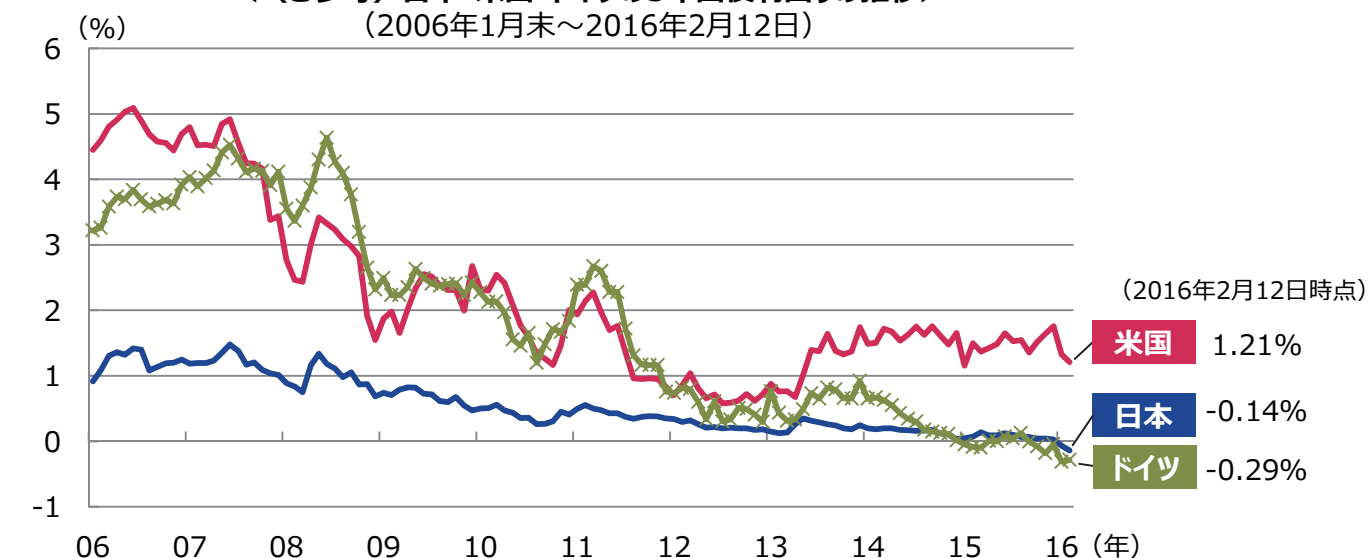


(注) 日本国債はシティ日本国債インデックス、日本社債 (高格付け) はNOMURA-BPI事業債指数、先進国国債 (除く日本) はシティ世界国債インデックス (除く日本)、米国国債はシティアメリカ国債インデックス、投資適格社債はバークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレートインデックス、米国社債 (高格付け) はバークレイズ・米国社債 (投資適格) インデックスの最終利回りを使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

< (ご参考) 日本・米国・ドイツの5年国債利回りの推移 >

(2006年1月末～2016年2月12日)



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

格付けの高い社債への投資が重要に

2016年に入り、大きな混乱に見舞われた世界の金融市場

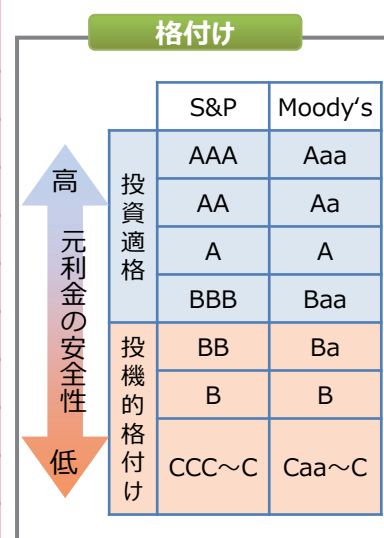
- 2016年の年明け以降、中国の経済統計の下振れと株式市場の下落、原油価格の大幅下落などを背景に、世界的なリスク回避傾向が強まり、主要国の株価指数は大きく下落しました。世界の金融市場では大きな混乱が続き、信用力の低い資産から資金が流出した一方、先進国国債を中心に信用力の高い資産への資金流入が活発化しました。
- 今後も、金融市場の混乱など不安が高まる局面では、より安全性（信用度）と流動性（換金性）が高い投資対象へのニーズが高まるとみられます。

米国社債の中でも高格付け*の米ドル建て社債を中心に投資する「泰平航路」

「泰平航路」の組入上位10銘柄（2016年1月末時点）（組入銘柄数 72）

*A格相当以上

	銘柄名	格付け (S&P/Moody's)	投資国	クーポン (%)	組入比率 (%)
1	ウォルト・ディズニー社債	A/A2	米国	3.75	3.3
2	シスコシステムズ社債	AA-/A1		4.45	3.0
3	ウォルマート・ストアーズ社債	AA/Aa2		3.625	2.9
4	ザ コカ・コーラ カンパニー社債	AA/Aa3		3.3	2.9
5	プロクター・アンド・ギャンブル社債	AA-/Aa3		3.1	2.9
6	キャタピラー・フィナンシャル・サービシズ社債	A/A2		7.15	2.4
7	ユニオン・パシフィック社債	A/A3		2.95	2.4
8	ユニリーバ社債	A+/A1		4.25	2.3
9	ベライゾン・コミュニケーションズ社債	BBB+/Baa1		5.15	2.3
10	パブリックサービス・エレクトリック・アンド・ガス社債	A/Aa3		3.5	2.2



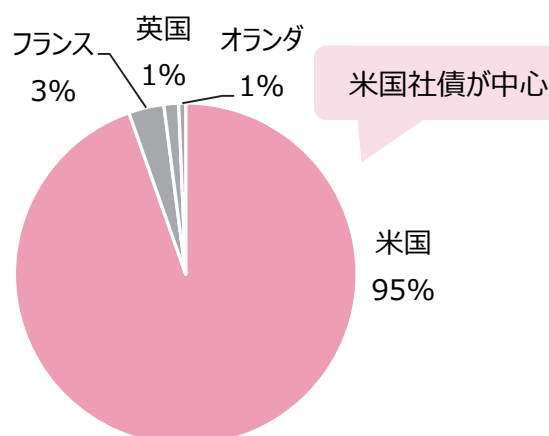
(注1) 格付けは発行体に対する主要格付機関の格付け。

(注2) 組入比率は、当ファンドの純資産を100%として計算した値です。

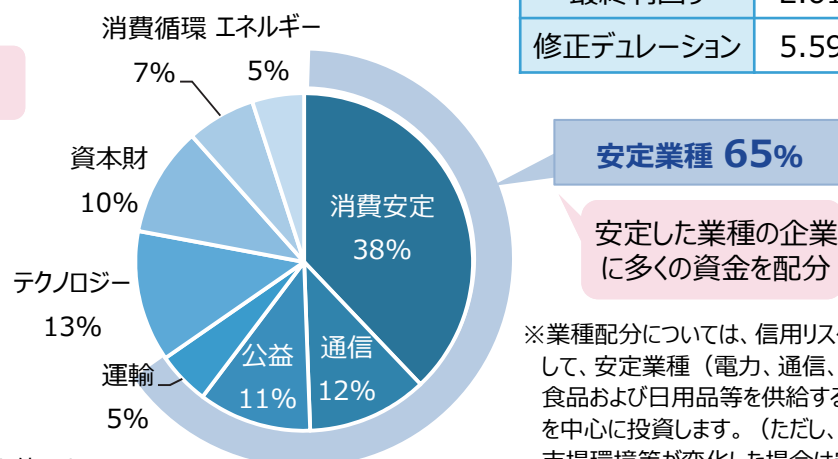
(出所) S&P、Moody'sのHP等のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

(ご参考)「泰平航路」のポートフォリオ概況（2016年1月末時点）

<組入国別比率>



<業種別比率>



最終利回り 2.61%

修正デュレーション 5.59年

(注1) 上記は当ファンドの現金を除く部分を100%として計算した値です。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

世界の投資マネーが米国に集まる可能性

世界経済の中でも堅調な米国経済の存在感

- 米国では、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の増加を牽引役に、内需主導の景気拡大が続いており、世界経済の中でも堅調な米国経済の存在感が高まっています。
- こうした堅調な景気などを受け、米国企業の業績は拡大傾向にあります。一般に業績の改善は、企業の財務の安定と信用力の向上につながることから、今後も景気の拡大が見込まれる米国では、社債への注目度が増していくとみられます。

<IMFの経済成長率見通し>

(前年比：%)

	見通し		
	2016年	2017年	2018年
先進国・地域	2.2	2.2	2.2
米国	2.8	2.8	2.7
ユーロ圏	1.6	1.7	1.6
ドイツ	1.6	1.5	1.3
フランス	1.5	1.6	1.7
日本	1.0	0.4	0.7
英国	2.2	2.2	2.2
カナダ	1.7	2.4	2.3

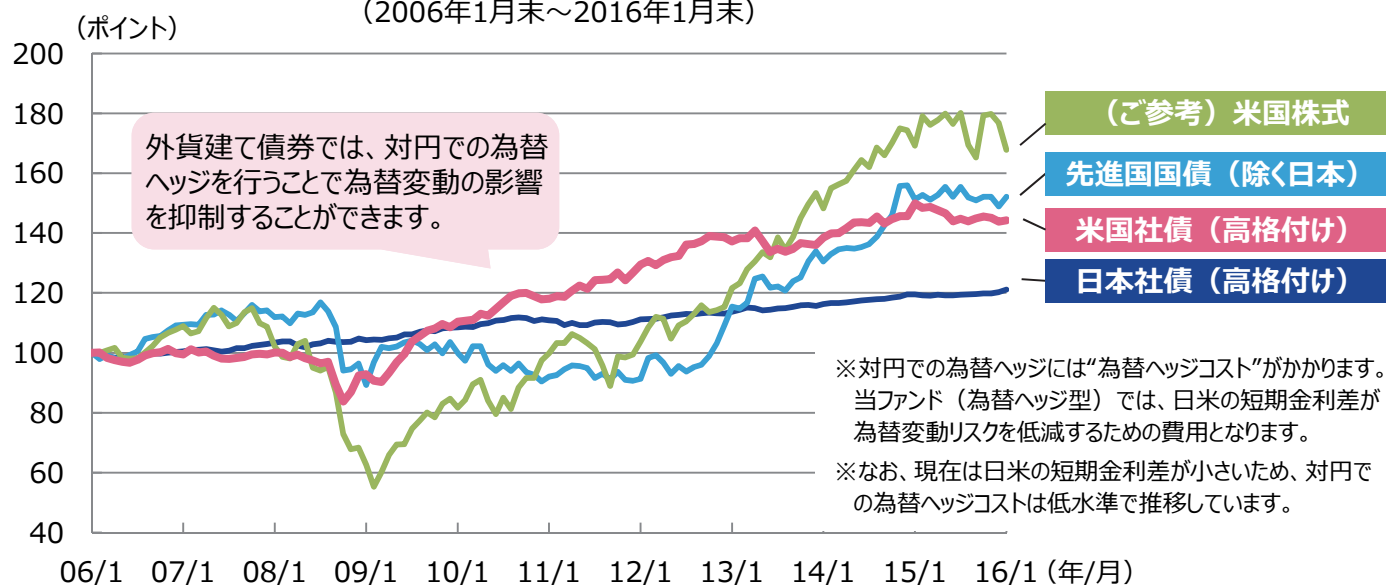
世界経済において、先進国は比較的堅調な成長が見込まれています。中でも米国の堅調さが目立っています。

(出所) IMF「World Economic Outlook, October 2015」のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

米国社債（高格付け、円ヘッジベース）は他資産に比べ概ね安定的かつ堅調に推移

<米国社債（高格付け）と各資産のパフォーマンス（円ヘッジベース）>

(2006年1月末～2016年1月末)



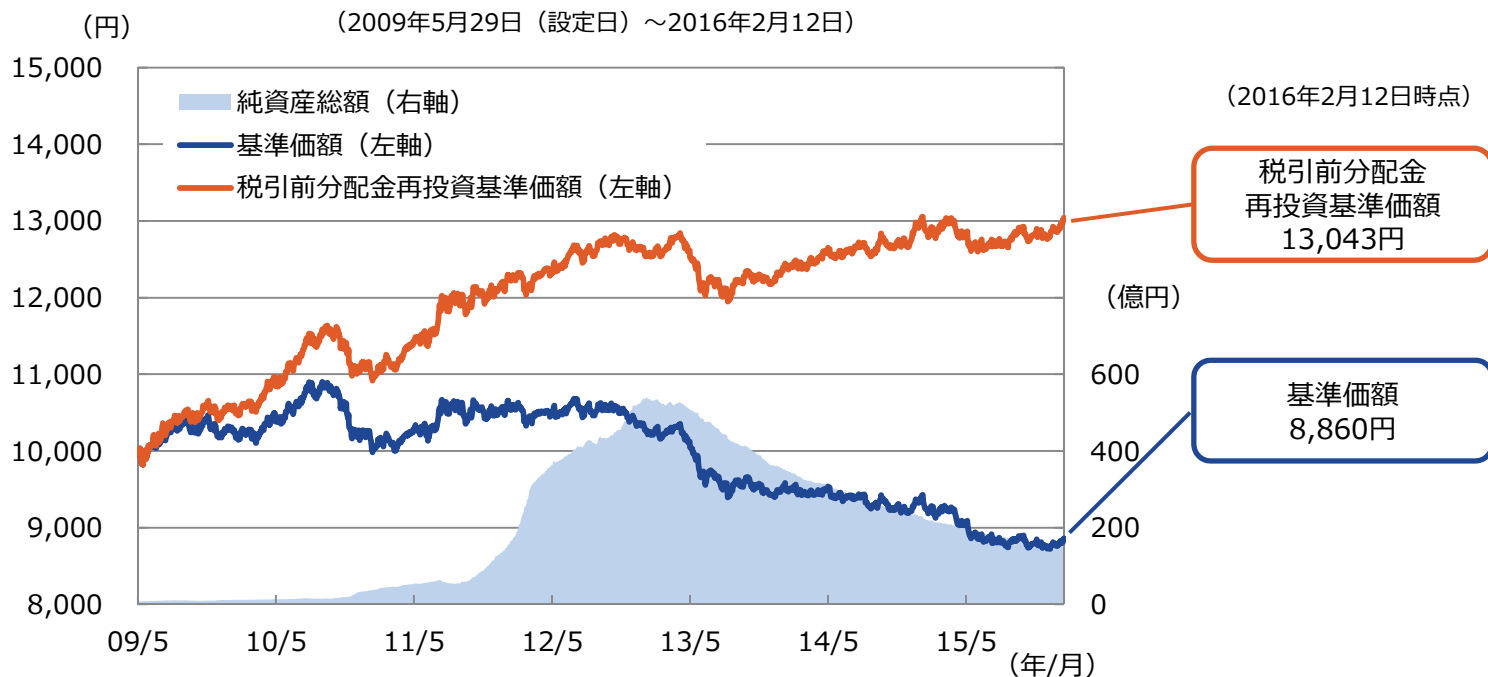
(注) 米国社債（高格付け）はバークレイズ・米国社債（投資適格）インデックス（円ヘッジベース）、日本社債（高格付け）はNOMURA-BPI事業債指数、先進国国債（除く日本）はシティ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）、（ご参考）米国株式はS&P500（円ヘッジベース）を使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

設定来の運用実績

＜設定来の基準価額と純資産総額の推移＞
 (2009年5月29日(設定日)～2016年2月12日)



【分配実績 (1万口当たり、税引前)】

決算	-	2015年12月	2016年1月	2016年2月	設定来累計 (2月5日まで)
	第1～78期	第79期	第80期	第81期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	3,750円 (37.5%)	30円 (0.3%)	30円 (0.3%)	30円 (0.3%)	3,840円 (38.4%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	27.9%	0.3%	-0.2%	1.2%	29.6%

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) 「対前期末基準価額比率」は、「当期分配金」(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～78期と設定来累計の欄は設定時10,000円に対する比率。

(注4) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の成果および分配をお約束するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建投資適格社債等に投資することにより、信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

- 1 高格付社債（米ドル建て、投資適格社債*）へ投資します。
コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて行います。
・一部、米国企業以外の企業が発行する米ドル建投資適格社債や、米ドル建投資適格社債を対象としたETF（上場投資信託）、国債、政府機関債等への投資を行うことがあります。
*投資適格社債とは、主要格付機関による格付けが、BBB格相当以上の社債とします。
- 2 投資対象とする債券の格付けは、A格相当以上を中心とし、業種配分等にも配慮します。
通常A格相当90%以上（BBB格相当10%程度）の運用で信用リスクを抑制します。ただし、BBB格相当については20%まで投資できるものとし、
・上記比率は実質組入債券評価総額に対する比率です。
・上記の格付けは、原則としてスタンダード&プアーズ（S&P）、ムーディーズ等の主要格付機関により付与された格付けとし、A格相当はA-/A3、BBB格相当はBBB-/Baa3まで含めます。
・取得後に、BBB-/Baa3格未満に格下げされた場合は、原則として3か月以内に売却するものとし、業種配分については、信用リスクに配慮して、安定業種（電力、通信、運輸、食品および日用品等を供給する業種）を中心に投資します。ただし、経済、市場環境等が変化した場合に安定業種の内容を変更する場合があります。
- 3 対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。
実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- 4 毎月決算を行い、安定した収益分配を目指します。
・委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
（注）「安定した収益分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることに留意ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、主に海外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

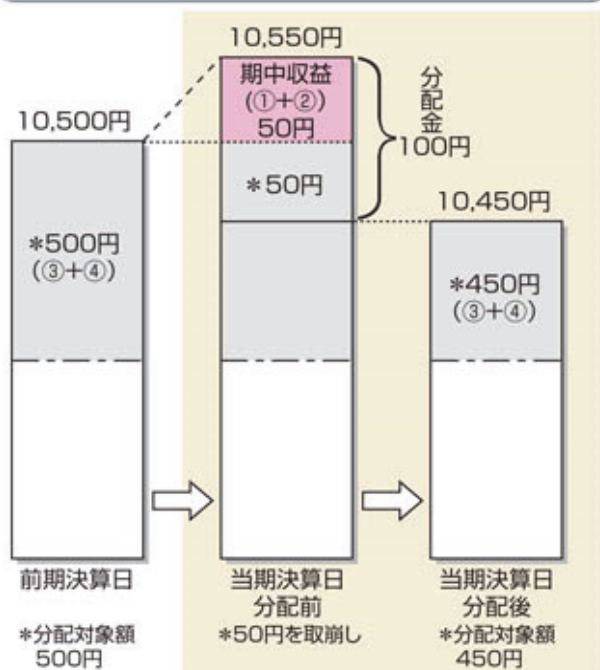
ファンドで分配金が支払われるイメージ



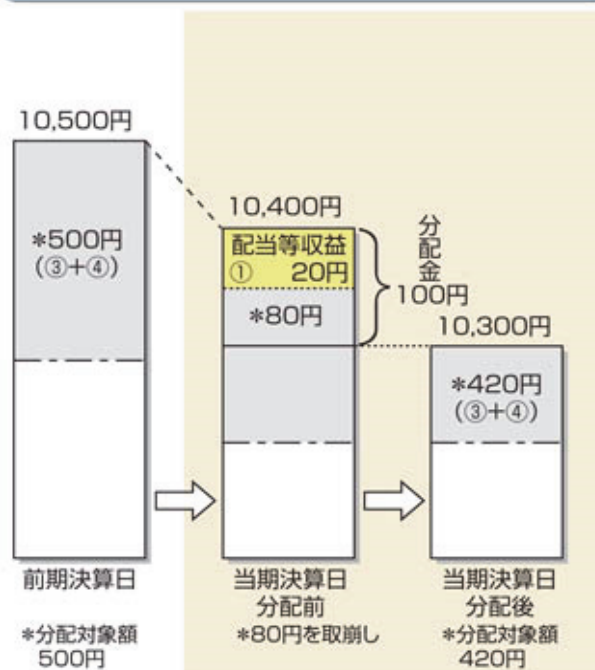
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

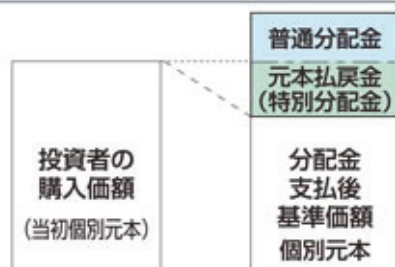


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

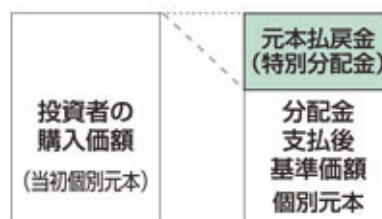
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

● お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.15%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	原則としていつでもお申し込みできます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	2009年5月29日から2029年5月7日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎月5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。） 分配金受取りコース：税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISAの適用対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。
お申込不可日	ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に <u>3.24%（税抜き3.0%）</u> を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.15%</u> の率を乗じた額が差し引かれます。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に <u>年1.0692%（税抜き0.99%）</u> の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 <信託報酬の配分（税抜き）> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>年0.44%</td> <td>年0.5%</td> <td>年0.05%</td> </tr> </table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	委託会社	販売会社	受託会社	年0.44%	年0.5%	年0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.44%	年0.5%	年0.05%					
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。						

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

● 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

● 委託会社・その他の関係法人

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ : <http://www.smam-jp.com>

電話番号 : 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三井住友信託銀行株式会社

販売会社 ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
株式会社 S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○				
中泉証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第17号	○				
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第29号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第1号	○				
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社若手銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第3号	○				
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第1号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第46号	○			○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○				※2
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第2号	○				
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号	○			○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第40号	○			○	
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号	○			○	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第37号	○			○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第7号	○				
株式会社徳島銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第10号	○				
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号	○				
株式会社長野銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第63号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社福島銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第18号	○				
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○				
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○			○	
磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第26号					
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第45号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第17号					
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第51号					
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第234号					
桑名信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第37号					
コザ信用金庫	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第7号					
高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第20号					
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第67号					

●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	備考
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号				
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○			
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○			
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○			
西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第29号				
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	○			
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○			
水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第227号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○			
結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第228号				

備考欄について

※1：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。

※2：ネット専用

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。